

潟上市ふるさと応援寄附金特産品提供事業者募集要項

1. 目的

当市へふるさと納税をされた方へ感謝の意を表して地元特産品等を「返礼品」として贈るために、返礼品提供事業者（以下、「提供事業者」という）を募集する。

2. 提供事業者の要件

次の（１）～（４）の要件を[全て]満たしていること。

ただし、要件を満たしている場合であっても市が提供事業者として適当ではないと認めた場合は、この限りではない。

- （１）市内に本社、または主たる事業拠点や工場等がある法人、または個人であること。
ただし、市内において役務を提供する場合はこの限りではない。
- （２）申込時に市税等の未納がないこと。
- （３）各種法令に遵守し、事業を実施していること。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団、または暴力団員が経営に実質的な関与をしていないこと。

3. 返礼品の要件

次の（１）～（３）の要件を[全て]満たしていること。

ただし、要件を満たしている場合であっても、市が返礼品として適当ではないと認めた場合は、この限りではない。

- （１）当市のPRにつながるような地場産物であること。
※ここでいう 地場産物 とは、以下の①～⑦の条件のうち[いずれか]を満たすものとする（詳細は別紙「地場産物の基準について」参照）。
 - ①市内において生産されたもの。
 - ②市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
 - ③市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、秋田県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
 - ④市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）。
 - ⑤市の広報の目的で生産された当市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当市独自の返礼品等であることが明白であるもの。
 - ⑥①～⑤の基準に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であるもの。
 - ⑦市内において提供される役務、その他これに準ずるものであって、返礼品となる役務の主要な部分が当市に相当程度関連性のあるもの。
- （２）品質及び数量において、常に安定供給が見込まれ品質管理体制が整っているものであること。なお、期間や数量等が限定されている場合は、この限りではない。
- （３）飲食物については、寄附者に到着後 5 日程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。なお、生鮮食品については、この限りではない。

4. 返礼品の金額

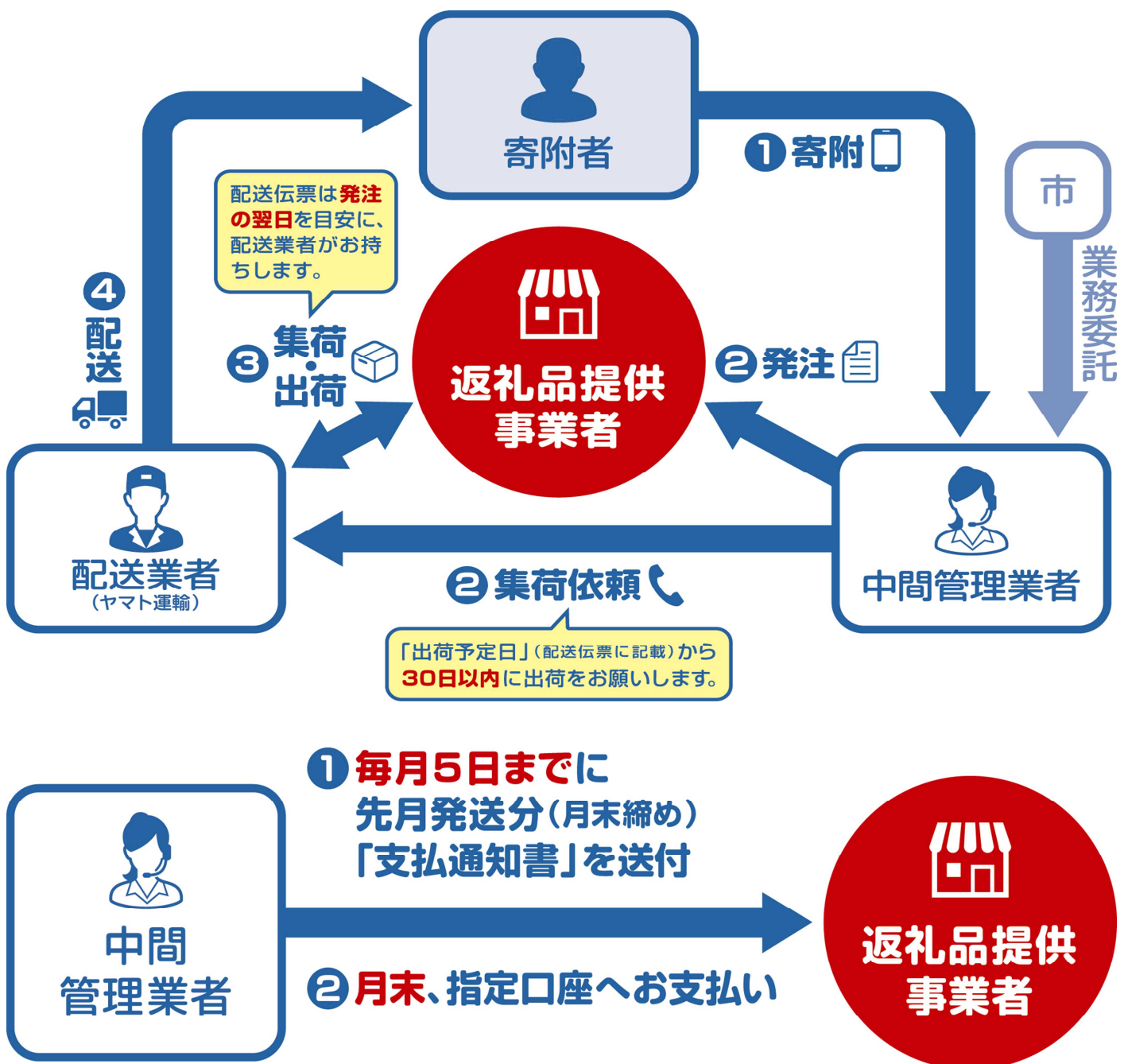
- (1) 商品代に梱包代及び消費税を含めた金額を返礼品の提供価格とする。
- (2) 提供価格が寄附金額に対し3割以内となるよう、市が提供価格に応じて寄附金額を設定する。

なお、市が設定する寄附金額は500円単位とする。

5. 返礼品の発送

- (1) 返礼品は、この事業に係る当市等の発注に対し、遅滞無く速やかに発送すること。
なお、発送する季節や期間等が限定されている場合は、この限りではない。
- (2) 送料は市の負担とする。

6. 返礼品提供と支払いの流れ



7. 申込方法

次の書類に必要事項を記入し関係書類を添付のうえ、潟上市役所商工観光振興課 観光交流班へ提出すること。

なお、すでに登録している提供事業者が返礼品の追加を提案する場合には、(2)～(4)までを提出すること。

- (1) 潟上市ふるさと応援寄附金特産品提供事業者登録申込書（様式第1号）
- (2) 潟上市ふるさと応援寄附金特産品提案書（様式第2号）
- (3) 返礼品として提案する商品の見積書
- (4) 返礼品として提案する商品の画像データ

8. 選考・決定

- (1) 書類審査等により、当市の返礼品として適当と認められるか総合的に判断し、提供の可否を決定する。
- (2) 提供が決定した返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載する（掲載順は市が決定する）。

9. 個人情報の保護

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、潟上市個人情報保護条例および関係法令を遵守し、提供された寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。なお、提供事業者でなくなった場合も同様とする。

10. その他留意事項

- (1) 提供事業者は、提供中の返礼品を変更・辞退する場合は「潟上市ふるさと応援寄附金特産品変更等申出書（様式第3号）」の提出により速やかに市へ報告し、承認を受けるものとします。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市に報告するものとします。
また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、提供事業者、または提供中の返礼品が本要項2、または3に定める要件に適合しなくなったと判断した場合、返礼品の提供を中止することがあります。
- (4) 提供が決定した返礼品は、全て市が定めるポータルサイト及び市が作成する返礼品リストに掲載します。また「さとふる」への掲載は任意で、かつ、一定の条件を満たしたものとなります。
- (5) 「さとふる」への掲載手続き等は、提供事業者にて行っていただくことになります。
- (6) 返礼品の発送時に、提供事業者のパンフレット、チラシ等を同梱する際は、その旨を市へ報告するものとします。なお、同梱するパンフレット等は、返礼品のみを発送する場合と送料が変動しない範囲とします。

11. 申込・お問い合わせ先

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1
潟上市役所 産業振興部商工観光振興課
TEL：018-853-5350
FAX：018-853-5280
E-mail：kanko-ex@city.katagami.lg.jp

(別紙)

地場産物の基準について

返礼品として提供ができる商品は、以下の要件のいずれかを満たしたものとなります。提案予定の商品が要件に合致しているものであるか、御確認ください。

①市内において生産されたもの。

②市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。

原材料が「主要な部分」であるかどうかについては、当該原材料を使用して作られる加工品等の重量や付加価値等を審査して判断します。

【提供可能例】

- 市内で生産された酒米を 100%使用して、市外において醸造した地酒
- 市内事業者が、自社で栽培したリンゴを 100%使用して、市外の工場で加工したリンゴジュース
- 原材料のミカンのうち、市内で生産されたミカン を 90%以上使用したジュース

【提供不可例】

- 製造に用いる牛乳のうち、市内で生産された牛乳を約 10%使用した市外製造のアイスクリーム
- 市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き

③市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、秋田県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。

加工その他の工程が「主要な部分」であるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値等を審査して判断します。

なお、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は 製造に該当しない例として次のとおり列挙していること等を踏まえて判断します。

《実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例》

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

【提供可能例】

- 市内事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- 市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒
- 市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん細工や漆芸を市内において市内業者が施した工芸品

【提供不可例】

- 市外で生産されている、市内の茶商が監修したペットボトルのお茶
- 市内事業者がパッケージしている、市外で生産されたフルーツなど
- 輸入した海外産の牛肉を市内で熟成させたもの
- 県外で収穫した玄米を市内で精白したもの

④市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。

当市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合のみ該当します。

単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、該当するものではありません。

【提供可能例】

- 当市を含む複数の市町村を管轄するJAに市内で生産された米を出荷して、当該JAが区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- 市内で生産後、複数の市町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

【提供不可例】

- 市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

⑤市の広報の目的で生産された当市のキャラクターグッズ・オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当市独自の返礼品等であることが明白であるもの。

返礼品等自体が本市の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に市章をプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当市の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、該当するものではありません。

【提供可能例】

- 当市のキャラクターグッズ
- 当市をPRするためのオリジナルのポストカード
- 当市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

【提供不可例】

- 市内で創業した事業者が市外で生産する即席麺を当市の出身者であるパティシエが市外で製造する洋菓子
- 包装紙に「潟上市」と記載されているだけのもの
- ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当市のキャッチコピーを印字したもの
- 市章に使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

⑥ ①から⑤の基準に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとは合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの。

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

【提供可能例】

- 市内で製造した味噌と、市内事業者が生産し自社製品として市内で限定販売している醤油のセット
- 市内で生産しているいくらと県内産の米のセット
- 市内で生産された野菜の詰合せと市内で製造されたバーニャカウダソースのセット
- 市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

【提供不可例】

- 市外で生産された商品と当市のPR冊子をセットにしたもの
- 市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- 市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- 市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

⑦市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、返礼品となる役務の主要な部分が当市に相当程度関連性のあるもの。

【提供可能例】

- 市内の果樹園での果物狩り体験
- 市内で開催されるイベントのチケット

【提供不可例】

- 市内観光地を含むが、大部分を他市町村が占める観光ツアーの旅行券